

## 22 執行部の反問権

### 【22-1】執行部の反問権の規定状況

(平成26年12月31日現在)

	執行部の反問権を 条例や規則などで 規定している	執行部の反問権を 限定(質問趣旨確認等) して条例や規則などで 規定している
5万人未満 (262市)	104市 39.7%	33市 12.6%
5～10万人未満 (267市)	119市 44.6%	41市 15.4%
10～20万人未満 (156市)	55市 35.3%	20市 12.8%
20～30万人未満 (45市)	17市 37.8%	4市 8.9%
30～40万人未満 (26市)	6市 23.1%	5市 19.2%
40～50万人未満 (23市)	9市 39.1%	3市 13.0%
50万人以上 (14市)	3市 21.4%	1市 7.1%
指定都市 (20市)	3市 15.0%	12市 60.0%
全市 (813市)	316市 38.9%	119市 14.6%

### 【22-2】執行部の反問権の根拠規定

(平成26年12月31日現在)

	議会基本 条例	会議規則	要綱や 申し合わせ	その他
5万人未満 (262市)	112市 81.8%	5市 3.6%	17市 12.4%	3市 2.2%
5～10万人未満 (267市)	118市 73.8%	11市 6.9%	26市 16.3%	5市 3.1%
10～20万人未満 (156市)	63市 84.0%	4市 5.3%	7市 9.3%	1市 1.3%
20～30万人未満 (45市)	18市 85.7%	0市 0.0%	1市 4.8%	2市 9.5%
30～40万人未満 (26市)	7市 63.6%	0市 0.0%	4市 36.4%	0市 0.0%
40～50万人未満 (23市)	9市 75.0%	1市 8.3%	1市 8.3%	1市 8.3%
50万人以上 (14市)	3市 75.0%	0市 0.0%	1市 25.0%	0市 0.0%
指定都市 (20市)	12市 80.0%	0市 0.0%	2市 13.3%	1市 6.7%
全市 (813市)	342市 78.6%	21市 4.8%	59市 13.6%	13市 3.0%

各割合は、執行部の反問権(質問趣旨確認等の限定を含む)を規定している市(435市)の人口段階別の市数を基準としている。

### 【22-3】執行部の反問権の行使状況

(平成26年1月1日～12月31日)

	執行部の反問権を行使した
5万人未満 (262市)	46市 17.6%
5～10万人未満 (267市)	50市 18.7%
10～20万人未満 (156市)	24市 15.4%
20～30万人未満 (45市)	7市 15.6%
30～40万人未満 (26市)	4市 15.4%
40～50万人未満 (23市)	5市 21.7%
50万人以上 (14市)	2市 14.3%
指定都市 (20市)	8市 40.0%
全市 (813市)	146市 18.0%

### 【22-4】執行部の反問権を行使した会議の種類

(平成26年1月1日～12月31日、複数回答)

	本会議	委員会	協議等の場	事実上の会議	その他
5万人未満 (262市)	43市 93.5%	12市 26.1%	2市 4.3%	0市 0.0%	1市 2.2%
5～10万人未満 (267市)	48市 96.0%	15市 30.0%	1市 2.0%	1市 2.0%	0市 0.0%
10～20万人未満 (156市)	18市 75.0%	9市 37.5%	0市 0.0%	0市 0.0%	1市 4.2%
20～30万人未満 (45市)	6市 85.7%	4市 57.1%	1市 14.3%	0市 0.0%	0市 0.0%
30～40万人未満 (26市)	3市 75.0%	1市 25.0%	1市 25.0%	0市 0.0%	0市 0.0%
40～50万人未満 (23市)	5市 100.0%	3市 60.0%	1市 20.0%	0市 0.0%	0市 0.0%
50万人以上 (14市)	1市 50.0%	1市 50.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%
指定都市 (20市)	5市 62.5%	5市 62.5%	0市 0.0%	0市 0.0%	1市 12.5%
全市 (813市)	129市 88.4%	50市 34.2%	6市 4.1%	1市 0.7%	3市 2.1%

各割合は、執行部の反問権を行使した市(146市)の人口段階別の市数を基準としている。